

香川県産オリーブ関連商品認証制度 商品募集要項（第7回）

1 趣旨

香川県は、1908年に日本で初めてオリーブの植栽に成功し、産業として発展させてきました。現在では、香川県産オリーブを使用した食品・雑貨など、数多くの商品が県内事業者により製造されています。

そこで香川県では、一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下、「機構」という）と連携して、香川県産オリーブ関連商品を一体的にアピールすることにより、これら商品のブランド力強化と本県のブランドイメージの向上を図り、全国トップにあるオリーブ産業の地位を確たるものとするを目的に、香川県産オリーブ関連商品認証制度を創設し、現時点で267点の商品を認証しております。

この度、第7回の認証商品を募集します。

2 応募資格

次の（1）から（5）の条件を満たす商品で、県内事業者がその生産又は製造を行った商品が対象です。

（1）県内で生産又は製造された商品で、次のいずれかに該当するもの

- ① 農林水産物（ただし、県が開発及びブランド化に大きく関わったものは除く。）
- ② 加工食品（ただし、オリーブオイルは除く。）
- ③ 工芸品、雑貨等の非食品（ただし、医薬品、美術品は除く。）

（2）県内で栽培されたオリーブのみを直接的又は間接的に使用して生産又は製造された商品

（3）オリーブ関連商品のブランド力強化と全体のブランドイメージの向上への貢献が期待できること

（4）関係法令の規定が遵守されていること

（5）公序良俗に反しておらず、商品に関して係争が行われていないこと

3 応募方法

「香川県産オリーブ関連商品認証制度申請手続要領」に定める様式（第1号様式）に、必要書類を添付の上、郵送または持参にてご応募ください。

なお、9月開催予定の認証審査会では商品の現物確認を行うため、申請した商品の現物を機構まで提出していただく必要があります。詳細は応募者へ別途ご案内いたします。

4 応募期間

令和6年6月28日（金）から、8月28日（水）必着

5 審査・結果発表

令和6年9月に認証審査会を開催し、認証商品を決定します。

また、認証された商品は、香川県や機構のホームページ等で公表します。

6 その他

(1) ご応募いただいた書類は返却しません。

(2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募者の個人情報については、本事業実施に関わる事項以外には使用しません。

7 応募・お問合せ先

一般財団法人かがわ県産品振興機構（香川県交流推進部県産品振興課内）

担当者：島田

所在地：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

電話：087-832-3386

メール：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

以上